

新規会員の追加 及び組織変更に伴う運営要領の改正について

令和2年2月13日

UR都市機構の災害対応支援について

- 南海トラフ巨大地震や首都直下地震、豪雨災害など大規模災害の発生のおそれがあるなか、URにおいては「災害対応支援室」を設置（H30.4.1）
- R1.7.1付で災害対策基本法上の「指定公共機関」へ指定されたことを受け、より積極的な支援へ

平常時の取組

- 国（内閣府、国交省等）や地方公共団体、その他機関との**窓口の一本化、連携の強化**
- 阪神・淡路大震災以降の災害の支援やこれまでの事業経験を活かした、**災害復旧・復興に係るノウハウの集約**
（防災計画やBCPに加え、支援経験を基にした災害復旧対応マニュアル、東日本大震災における災害公営住宅ノウハウ集を整備）
- 社内研修等を通じたノウハウの継承と**災害対応支援体制の安定的な確保**
- 地方公共団体等への講習やイベント等を通じた、**防災・災害対応に係る啓発活動**

<直近の取組例>

他機関連携

- ・防災科学技術研究所と「災害に強いまちづくりの実現に向けた包括連携協定」を締結（H30.12）
- ・行政と「首都圏直下型等大規模震災時防災拠点利用に向けた超高層建物の健全性に関する検討会」を設置（H31.4）
- ・国土交通省地方整備局との関係構築

防災イベント等への参画

- ・ぼうさいこくたいへん出展（有識者とのハイレベルパネルディスカッション、職員によるセッション、小学生向けワークショップ）
- ・震災対策技術展への出展

自治体等への講演会

- ・実務経験者による被災建築物応急危険度判定コーディネート講演会
- ・実務経験者による応急仮設住宅建設支援に係る講演会

国と連携した啓発活動

- ・内閣官房国土強靱化推進室の国土強靱化地域計画に係る出前講座への参画
- ・国土交通省総合政策局の津波防災地域づくり法説明会への参画
- ・内閣府と連携し、UR賃貸住宅（団地）自治会の地区防災計画の策定を支援



H30.12防災科研との包括連携協定



震災対策技術展への出展



和歌山県出前講座



地区防災計画策定の支援（米本団地）

UR 都市機構の災害対応支援について

発災時の取組
及び 対応フロー

- 発災時の支援経験や今後地方公共団体等と関係を構築していく中で、メニューの多様化・高度化を検討
- 災害が頻発化、また種別も地震だけではなく津波、風水害等と多岐にわたっている中、技術者が不足する地方公共団体に予防・応急・復旧・復興と幅広く支援を行うURを一層活用していただきたい

直後～1週間

1週間～1か月

～半年

情報
収集等

災害復旧支援

- ・危険度判定（建物・宅地）
- ・応急仮設住宅建設支援

- ・復旧工事発注者支援
- ・被害認定支援

- ・UR賃貸住宅の提供
- ・応急仮設住宅用地の提供

技術系職員を中心に、予め
600名程度を事前指名（災害
対応支援登録者制度）

災害復興支援初動期対応（計画策定等）

事業実施

<取組例>

東日本大震災（H23.3.11）

- ・応急仮設住宅建設支援要員の派遣 181名
- ・応急仮設住宅用地の提供 約8ha
- ・被災宅地危険度判定に係る派遣 3名
- ・被災者の方へのUR賃貸住宅の貸与 970戸



仮設住宅建設用地の提供

平成30年7月豪雨（H30.7.8頃）

- ・国交省住宅局リエゾンとして広島県庁へ派遣 8名
- ・応急仮設住宅に係る派遣（岡山・広島） 7名
- ・被災者向けUR賃貸住宅の貸与 4戸



応急仮設住宅検査

平成28年熊本地震（H28.4.14（前震）、H28.4.16（本震））

- ・被災宅地危険度判定に係る派遣 コーディネート支援 16名
- ・被災建築物応急危険度判定に係る派遣
コーディネート支援 17名 応急危険度判定士 10名
- ・応急仮設住宅に係る派遣（コミュニティ形成支援含む） 35名
- ・液状化・滑動崩落に関する技術支援に係る派遣 3名



判定士コーディネーター

平成30年北海道胆振東部地震（H30.9.6）

- ・被災宅地に関する技術的支援派遣 2名
- ・被災者向けUR賃貸住宅の貸与 2戸

被災宅地に関する
技術的支援

令和元年台風19号（R1.10.12頃）

- ・情報収集のため、関東地方整備局、東北地方整備局へURリエゾン（計4名）を派遣
- ・長野市への被害認定のための技術的支援（2名）、長野県への国交省住宅局リエゾン支援（4名）を実施
- ・UR賃貸住宅（東京・千葉・茨城・神奈川・埼玉・愛知 計220戸）の半年間無償提供を実施
- ・長野県の復旧工事について、CM方式を活用した発注者支援の実施を予定

令和2年4月からの発注者支援業務受託に向け、先遣隊として現地に職員を派遣し、情報収集・整理を開始



（左）被害認定



（右）国交省住宅局リエゾン

中国地方の防災に関する連絡会 運営要領(案)

(目的)

第1条 広域かつ大規模な災害発生時に、関係防災機関による連携した災害対策を効果的に実施できるよう、平常時から各機関の情報共有及び施策の連携・調整を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護に資する。

(構成)

第2条 中国地方の防災に関する連絡会（以下「連絡会」という。）は、別表に掲げる中国地方の防災に関係する機関（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 会員が必要と認めたときは、新たに会員を追加することができる。
- 3 連絡会には、必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(組織)

第3条 連絡会には、会長及び副会長を置くものとし、会員の互選により選出する。

- 2 会長及び副会長の任期は2年間とし、再任は妨げない。

(活動内容)

第4条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について活動する。

- 一 会員が保有する情報の提供及び会員が実施している防災対策に関する意見交換
- 二 災害の未然防止、被害の拡大防止及び復旧に向けた連携方策
- 三 会員が実施する訓練への相互参加
- 四 その他、必要となる事項

(幹事会・専門部会)

第5条 連絡会には、連絡会の円滑な運営及び活動を図るため、必要に応じて幹事会を置くことができる。幹事会は、会員が指名する者をもって構成する。

- 2 連絡会には、課題に応じて検討を行う専門部会を設けることができる。専門部会は、会員が指名する者をもって構成する。

(事務局)

第6条 連絡会の事務は、中国地方整備局災害対策マネジメント室及び中国運輸局総務部において処理する。

(附則)

この要領は、平成24年3月7日から運用する。

この要領は、平成24年11月13日から運用する。（会員の追加に伴う別表の改正）

この要領は、平成26年2月26日から運用する。（会員の変更等に伴う別表の改正）

この要領は、平成27年2月27日から運用する。（会員の組織変更等に伴う別表の改正）

この要領は、平成28年1月15日から運用する。（会員の組織変更等に伴う別表の改正）

この要領は、平成 29 年 1 月 18 日から運用する。(会員の組織変更等に伴う別表の改正)

この要領は、平成 30 年 1 月 18 日から運用する。(会員の組織変更等に伴う別表の改正)

この要領は、令和 2 年 2 月 13 日から運用する。(事務局の組織変更、会員の追加・会員の組織変更に伴う別表の改正)

構成員一覧表【別表】

＜国の機関＞

警察庁	中国四国管区警察局
総務省	中国総合通信局
厚生労働省	中国四国厚生局
農林水産省	中国四国農政局
経済産業省	中国経済産業局
	中国四国産業保安監督部
国土交通省	中国地方整備局
	中国運輸局
	大阪航空局
	国土地理院
	中国地方測量部
	広島地方气象台
	福岡管区气象台
	第六管区海上保安本部
	第七管区海上保安本部
	第八管区海上保安本部
環境省	中国四国地方環境事務所
防衛省	中国四国防衛局
	自衛隊広島地方協力本部
	陸上自衛隊第13旅団
	海上自衛隊呉地方総監部

＜地方自治体＞

鳥取県	危機管理局	県土整備部
島根県	防災部	土木部
岡山県	知事直轄	土木部
広島県	危機管理監	土木建築局
山口県	総務部	土木建築部
岡山市	危機管理室	都市整備局
広島市	危機管理室	道路交通局

下水道河川局

＜公共機関＞

(道路)	西日本高速道路株式会社 中国支社
	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター
	広島県道路公社
	広島高速道路公社
(電力)	中国電力株式会社
	電源開発株式会社 竹原火力発電所
(通信)	西日本電信電話株式会社 中国事業本部
	株式会社NTTドコモ 中国支社
	KDDI株式会社
	ソフトバンク株式会社
(運輸)	西日本旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社 関西支社
	中国地方鉄道協会
	中国バス協会
	中国ハイヤー・タクシー連合会
	中国トラック協会
	一般社団法人中国旅客船協会
	中国地方海運組合連合会
	中国地方港運協会
	中国地方倉庫協会連合会
(ガス)	一般社団法人日本ガス協会 中国・四国部会
	一般社団法人日本コミュニティーガス協会 中国支部
	中国地区LPガス協会連合会
(石油)	全国石油商業組合連合会 中国支部
(都市・住宅)	独立行政法人都市再生機構